

水門川流域整備計画  
アクションプラン  
(第2次)

令和6年8月

水門川流域総合治水対策協議会

# 目 次

1. はじめに.....	1
2. 対象区域の概況.....	2
2.1 対象区域の概況.....	2
3. アクションプラン.....	8
3.1 基本方針.....	8
3.2 対象とする期間.....	8
3.3 計画の目標.....	8
3.4 計画の対策.....	8
3.5 効果.....	24
4. アクションプランの進捗管理.....	25
4.1 各対策のスケジュール.....	25
4.2 進捗管理.....	26

## 1. はじめに

水門川流域は都市化が進み、流域が従来有している保水機能の低下をもたらせ、雨水の流出量の増加や、短時間で河川へ流れ込むなどの問題を発生させている。その結果、治水施設の整備だけでは早期に治水安全度を向上させることは困難である。

また、水門川上流部の大垣市八島町・林町地区では、平成29年10月台風第21号の大雨による浸水被害をはじめ、毎年のように浸水被害が発生している。

このため、当流域では、治水施設の整備を急ぐとともに、流域が有している保水機能の維持・確保を図る方策を流域関係機関の合意のもと推進し、洪水時の被害軽減策を含めた総合的な治水対策を講じなければならない。

そこで、平成20年12月に「水門川流域総合治水対策協議会」を設置し、都市計画、下水道計画等と整合を図りつつ、河川、下水道、及び流域による雨水処理の分担量を定め、総合的な治水対策を進めるために「水門川流域整備計画」を策定した。

この計画を関係機関が着実に実行するため、さらには、水門川上流部の浸水被害を軽減するために短期的に実施する方策も加え、令和2年3月に「水門川流域整備計画アクションプラン」として取りまとめ、総合的な治水対策に取り組んでいる。また、令和5年9月には、水門川最下流部において実施している「木曽川上流特定構造物改築事業(新水門川排水機場)」についても、水門川の総合治水対策の一環として、本アクションプランに加えている。

今回、本アクションプラン策定から5年が経過したところで、短期的に実施することとしていた対策の達成状況を踏まえ、今後5年の間に取り組むべき対策を見直し第二次アクションプランとして改定するものである。

## 2. 対象区域の概況

### 2.1 対象区域の概況

#### (1) 対象区域の位置

対象区域は、水門川流域である。

水門川は大垣市北西部、神戸町に端を発し、新規川、中之江川を合わせ牧田川に合流する河道延長約14.5km、流域面積26.2km<sup>2</sup>の一級河川である。

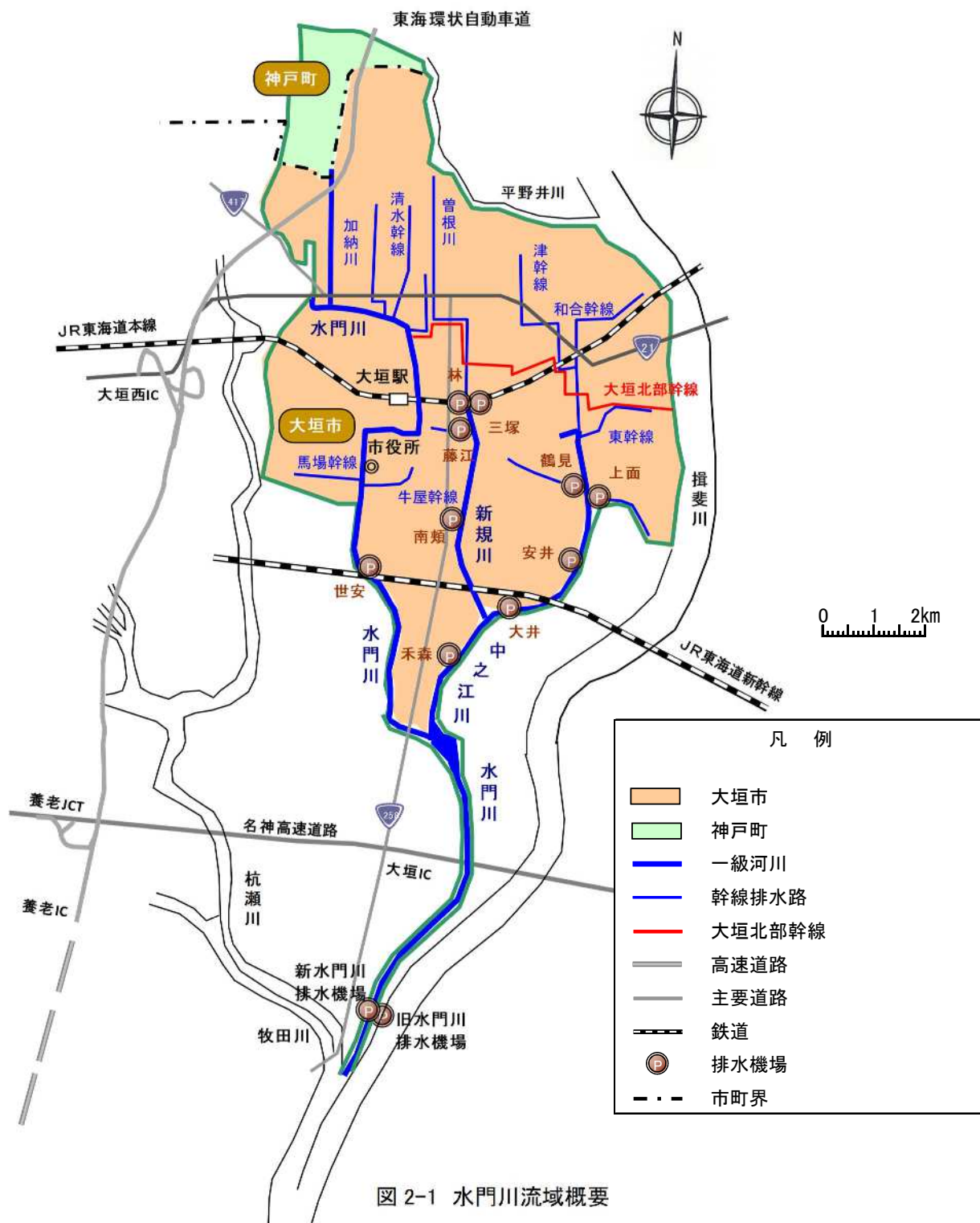


図 2-1 水門川流域概要

## (2) 流域の概要

水門川流域の地盤高は、北部で標高12m程度、南部で3m程度であり、北西から南東にかけて緩い傾斜をなしている。このため、支川排水路には、水門川、中之江川、新規川へ排水するポンプ場が存在する。

また、水門川上流部の市街化、農地のほ場整備に伴い流出率が増加したことなどから、この地域の浸水被害を防止するため、県営湛水防除事業により水門川上流排水機場が建設され、平成元年から運用している。



図 2-2 水門川上流排水機場

流域内を流れる幹線排水路を管理する大垣市は、水路からの氾濫による浸水被害の軽減と水門川上流部区間へ流れ込む洪水量を軽減するため、堰などを設置し洪水の流れ先を調節している。

また、流出抑制対策である雨水貯留施設については、公共公益施設のみならず民間施設の建設においてもその設置の協力を依頼してきており、多くの施設においてその協力を得て雨水貯留施設が設置されている。

表 2-1 幹線排水路雨水排水施設

完成年度	施設名	目的	管理者
H19	転倒堰	清水幹線排水路に流入した雨水を曾根川へ排水する。	大垣市
H21	中川排水機場	清水幹線排水路に流入した雨水を曾根川へ排水する。	大垣市

表 2-2 民間施設等による雨水貯留施設整備実績

(JR東海道本線より上流部を抜粋)

竣工年度	施設名	場所	管理者
H19	徳洲会病院	大垣市林町	開発者(民間企業)
H19	アクアウォーク大垣	大垣市林町	開発者(民間企業)
H22	大垣駅北自転車駐車場	大垣市林町	大垣市
H25	ガーデンテラス大垣駅北	大垣市林町	大垣市
H25	ガーデンテラス大垣駅北(公園)	大垣市林町	大垣市



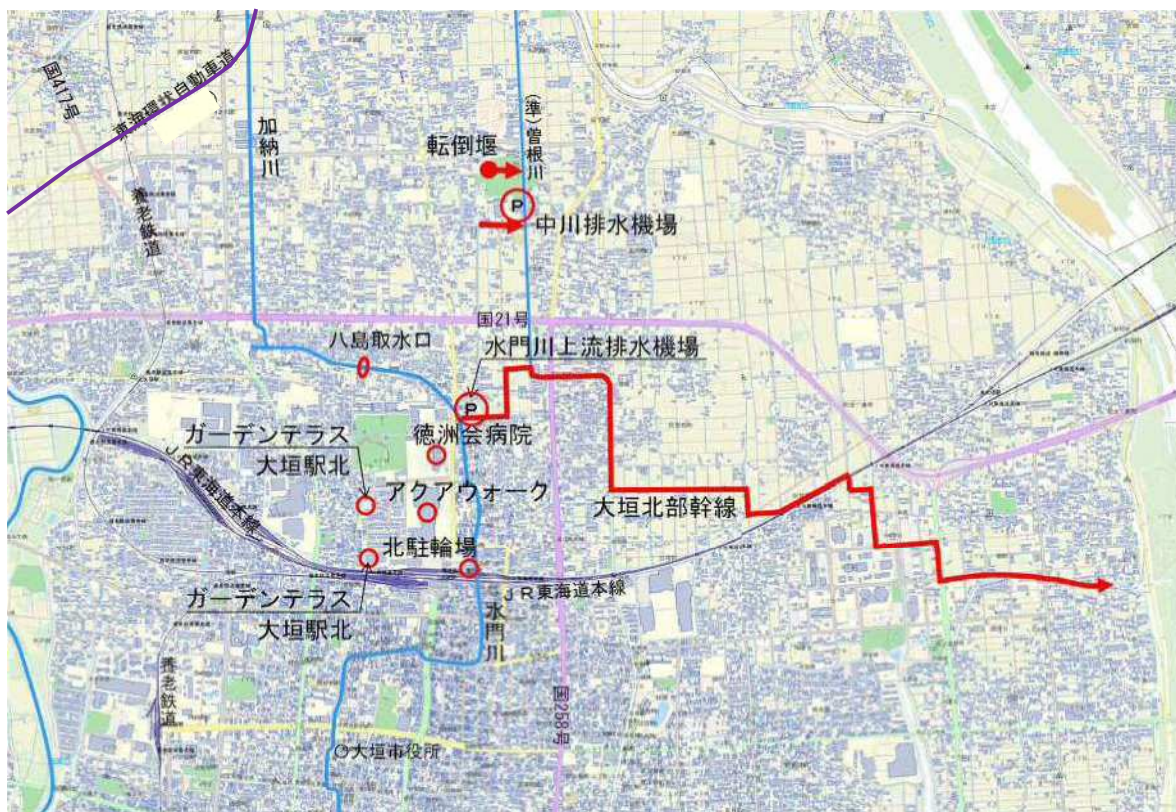


図 2-3 水門川上流部の浸水対策の状況

また、大垣市八島町の一部の灌漑に利用するため、水門川上流部右岸に八島取水口(以下「八島樋門」と言う。)が設けられており、八島用水へ取水されている。

本用水は、江戸時代末期に開削され、その後漸次拡張されてきた。八島樋門は、現在コンクリート製調節樋門3門の操作により取水されており、灌漑期は5月1日から9月20日までとしている。



図 2-4 八島樋門の状況

また、昭和 13 年 7、8 月豪雨及び昭和 36 年 6 月豪雨により水門川流域に大規模な浸水被害が発生したことを受け、昭和 25 年水門川排水機場、昭和 43 年に新水門川排水機場が建設され、運用しているほか、内水排除のための排水機場が複数建設され、運用している。



图 2-5 水門川排水機場



图 2-6 新水門川排水機場



### (3) 治水事業の状況

水門川の治水事業は、牧田川圏域河川整備計画(平成27年10月変更)(以下、「河川整備計画」と言う。)に基づき、次の工事を実施している。

- ・ 河道拡幅、河床掘削
- ・ 洪水調節池の整備
- ・ 杭瀬川への放水路の整備



図 2-7 河川工事施工区間



令和5年度末までに、八幡大橋(8k750k地点)までの河川改修及び加納川洪水洪水調節池が完成し、現在、赤坂口橋(9k400地点)から新牛屋橋(9k740k地点)までの河道拡幅を実施している。



図 2-8 加納川洪水調節池



図 2-9 河床掘削状況

加えて、木曽川水系河川整備計画(令和2年3月変更)に基づき、次の工事を実施している。

- ・ 水門川排水機場及び新水門川排水機場の更新(統合)

### 3. アクションプラン

#### 3.1 基本方針

水門川沿川における浸水被害を軽減するための河川整備、浸水被害軽減対策、流出抑制対策について、その効果や実現性を考慮し、着実に実施するための計画を検討した。

#### 3.2 対象とする期間

計画の対象とする期間は、今後5年間(令和6年度から令和10年度まで)を短期とし、牧田川圏域河川整備計画の目標年次を踏まえた概ね15年間(令和20年度まで)を中期とする。

#### 3.3 計画の目標

計画の目標は、河川整備計画の目標である年超過確率1/5の降雨規模の洪水による浸水被害に対し、短期としては軽減、中期としては概ね解消することとする。

#### 3.4 計画の対策

基本方針に従い、次の対策を選定する。

##### ■ 計画の対策メニュー

###### 〈河川整備〉

- ・ 赤坂口橋～ JR東海道本線橋梁間の段階的な河川改修 [岐阜県]
- ・ 湊橋～ 貴船橋の河床掘削 [岐阜県]
- ・ JR東海道本線橋梁～ 上牛屋橋間の段階的な河川改修 [岐阜県]
- ・ 洪水調節池の適切な運用 [岐阜県]
- ・ 八島樋門の撤去 [岐阜県、大垣市]
- ・ 八島町地区の浸水被害軽減対策 [岐阜県、大垣市]
- ・ 放水路整備 [岐阜県]
- ・ 分水路整備 [岐阜県]
- ・ 水門川排水機場及び新水門川排水機場の更新(統合) [国土交通省]
- ・ 排水機場等施設の整備 [大垣市]

###### 〈浸水被害軽減対策〉

- ・ 防災情報の事前周知 [岐阜県、大垣市、神戸町]
- ・ 洪水時の情報収集・伝達の確保 [岐阜県]
- ・ 河川情報の充実 [岐阜県]

###### 〈流出抑制対策〉

- ・ 自然の持つ流出抑制機能の保全対策 [大垣市、神戸町]
- ・ 新規開発地の流出抑制対策 [大垣市、神戸町]
- ・ 既成開発地の流出抑制対策 [岐阜県、大垣市、神戸町]
- ・ 建築物等の浸水被害対策 [大垣市、神戸町]

(1) 河川整備

1) 赤坂口橋～J R 東海道本線橋梁間の段階的な河川改修

水門川の上流部は、川幅が狭いことなどから目標とする洪水を流す能力（以下「流下能力」と言う。）が不足している。

短期では、流下能力が低い区間などから、河川整備計画で計画した河道断面を見越した段階的な河川改修を実施する。

中期では、河川整備計画で計画した必要な河道断面の確保に向けた整備を行う。



図 3-1 当該区間の河川の現況



図 3-2 改修済区間の状況



図 3-3 河川改修区間



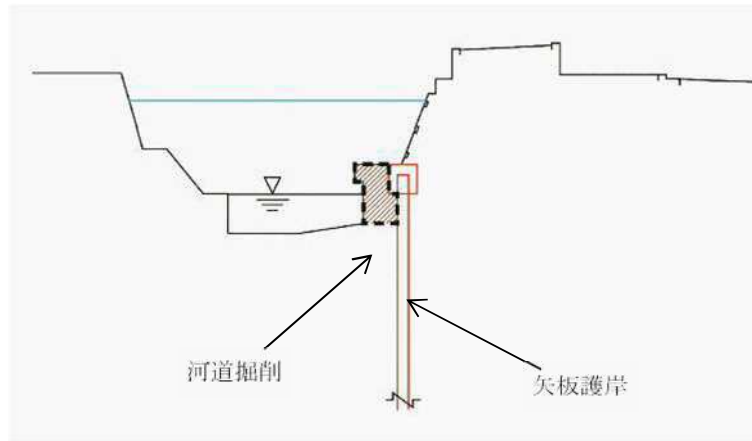


図 3-4 河川改修横断イメージ

## 2) 湊橋～貴船橋の河床掘削

河川整備計画で計画した必要な河道断面の確保に向けて必要となる河床掘削を行う。



図 3-5 当該区間の河川の現況



図 3-6 河床掘削区間

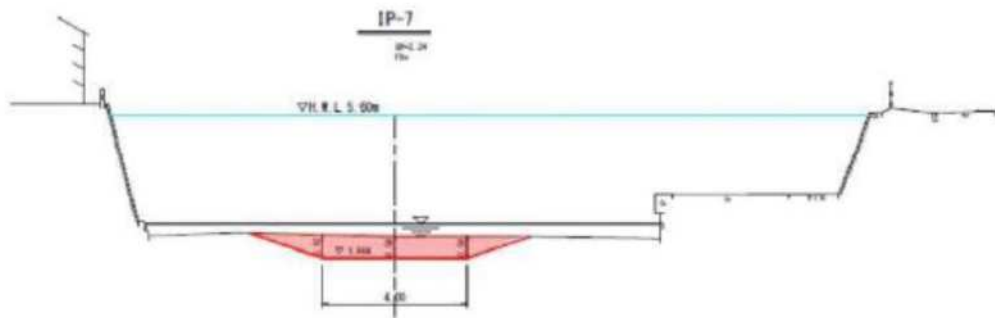


図 3-7 河川改修横断イメージ

### 3) JR 東海道本線橋梁～上牛屋橋間の段階的な河川改修

水門川のJR上流区間は、川幅が狭いことなどから目標とする洪水を流す能力（以下「流下能力」と言う。）が不足し、浸水被害が発生している。

そこで、段階的な河川改修を検討し、関係者との協議のうえ実施に向けた具体的な設計を行う。

以上の検討及び調整等を踏まえ、対策に着手する。



図 3-8 当該区間の河川の現況



図 3-9 河川改修区間



#### 4) 洪水調節池の適切な運用

令和4年7月に完成し本格運用を開始した加納川洪水調節池において、洪水時の警戒体制を構築するとともに、適切な運用を継続していく。



図 3-10 調節池の洪水貯留状況（令和4年8月4日洪水）

#### 5) 八島樋門の撤去

八島樋門は、水門川流域で大雨となる場合には、あらかじめゲートを全開にする運用がなされている。しかし、その門柱は水門川の川幅に対し約20%程度を占め、洪水が流れにくい構造である。また、都市化に伴い灌漑を行っている地域も減少していることから、必要取水量の変化が考えられる。

そこで、八島樋門の撤去を前提に、県及び大垣市により、利水者などの関係者による代替機能の確保に向けた調整を行う。県は、灌漑用の必要用水量や代替水源などの検討を行い、その結果をもとに八島樋門（ゲート部分）の撤去等工事の実施及び代替施設整備等の機能補償を行う。



图 3-11 八島樋門(開扉狀況)



图 3-12 八島樋門位置図

## 6) 八島町地区の浸水被害軽減対策

八島町地内では、水門川沿いの一部に地盤高さが低い区間があり、豪雨による出水により、川沿いの道路などの冠水が頻繁に生じている。

そこで、現状地盤高の把握を行い、冠水する道路などの嵩上げ等の対策案の検討を進める。立案した対策案をもとに、県、大垣市、地域住民などによる調整を行う。



図 3-13 八島町地内の浸水状況（令和元年7月台風第5号当時）



7) 放水路整備

水門川上流部から、水門川の洪水の一部を杭瀬川へ放流する放水路については、関係者との協議や地元調整を進め、施設の実施設計及び用地買収等を行い、工事に着手する。

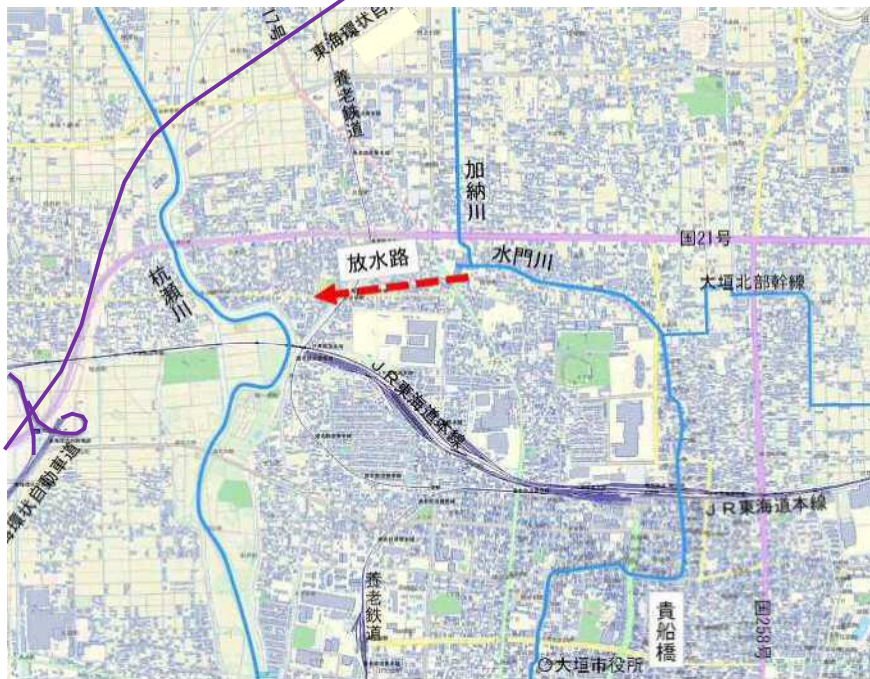
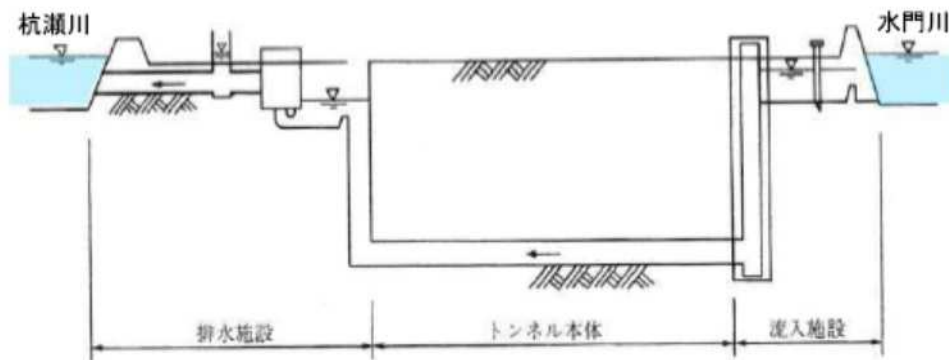


図 3-14 放水路整備イメージ

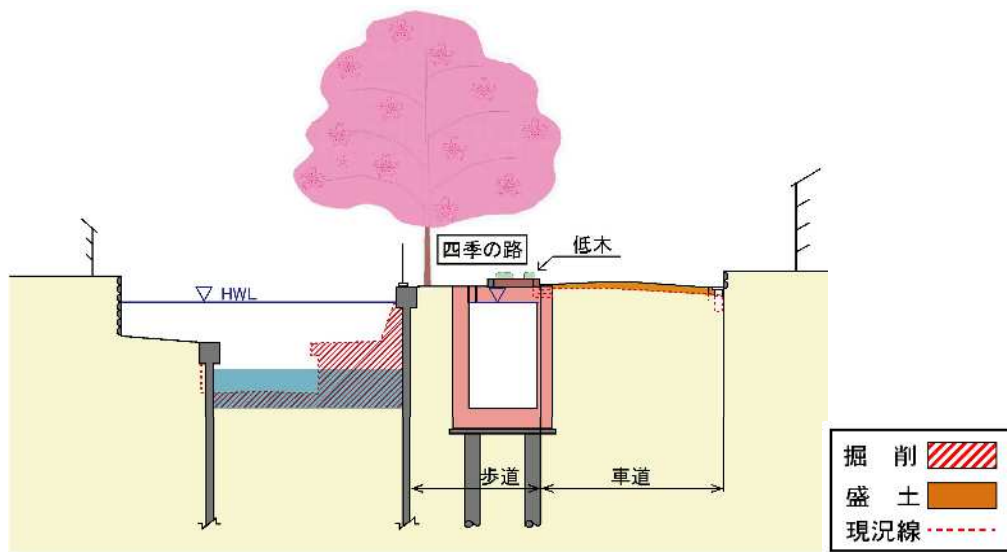


「河川砂防技術基準（案）」同解説の添付図に加筆

図 3-15 放水路構造イメージ

## 8) 分水路整備

水門川遊歩道「四季の路」において流下能力を向上させる分水路については、水門川が歴史的、文化的な河川景観を有しているため、関係機関及び地域住民の意見を聞き、検討を進める。



※計画横断形状は、必要に応じて変更することがある  
図3-16 計画横断イメージ図

### 9) 水門川排水機場及び新水門川排水機場の更新(統合)

水門川排水機場(岐阜県管理、昭和25年完成)と新水門川排水機場(国土交通省管理、昭和43年完成)は、整備から50年以上が経過し老朽化が進行しており、部品の製造が中止されていることもあって、故障等の不具合が発生した場合の対応が困難となっている。

このため、木曽川水系河川整備計画(令和2年3月変更)に基づき、両排水機場の更新(統合)を牧田川左岸堤防の改修・整備と併せて実施する。



図 3-17 ポンプ設備の老朽化状況

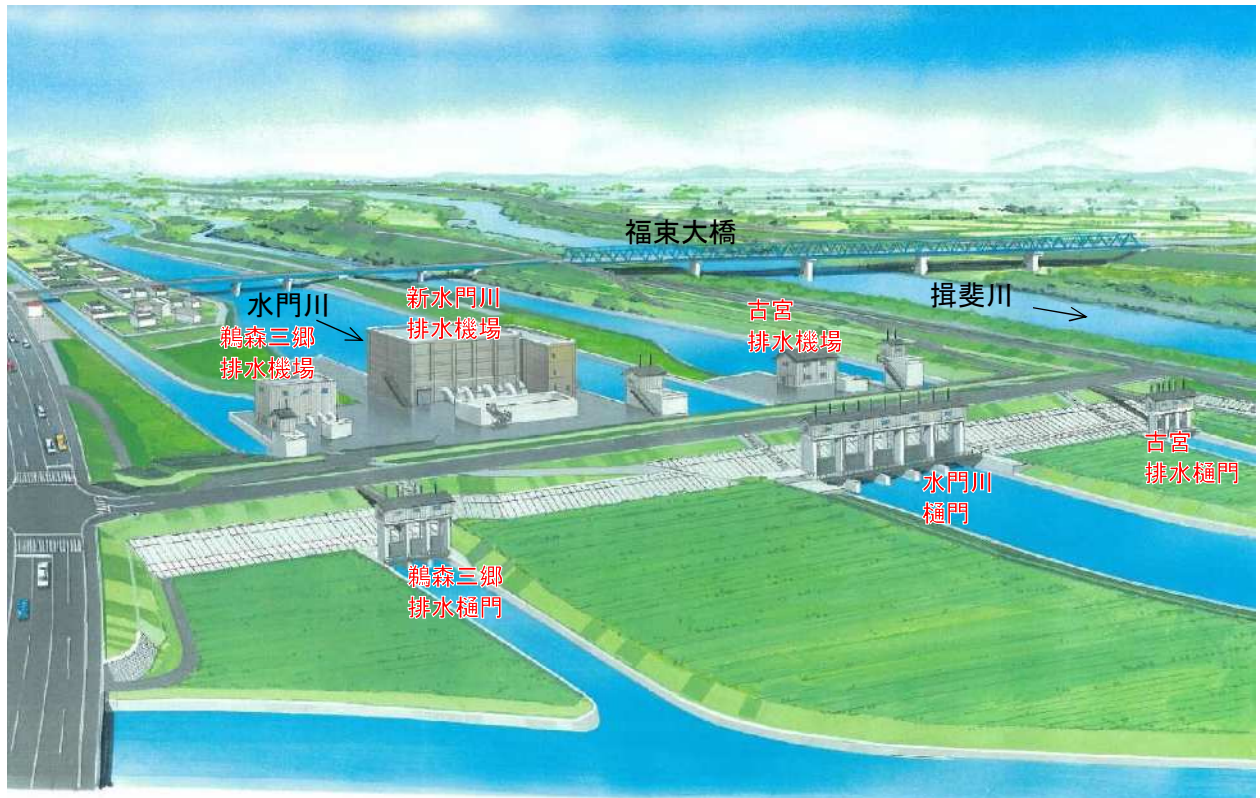


図 3-18 完成イメージ



## 10) 排水機場等施設の整備

内水排除のため水門川流域に複数設置されている排水機場について、大垣市排水機場長寿命化基本計画に基づき、機械・電気設備等の更新及び修繕等を実施する。



図 3-19 大垣市設備更新事例

## (2) 浸水被害軽減対策

### 1) 防災情報の事前周知

河川の氾濫等から身を守るため、住民が早めに安全に避難が行えるよう、浸水想定区域図や洪水ハザードマップ等の防災情報の周知に努める。

- ・ 洪水浸水想定区域図の作成・周知
- ・ 雨水浸水想定区域図の作成・周知
- ・ 洪水ハザードマップの作成・周知
- ・ 広報及び防災教育の充実

### 2) 洪水時の情報収集・伝達の確保

河川の氾濫による住民の命を守る、あるいは社会経済への被害の軽減を図るため、県と大垣市で迅速、確実な情報交換を行う。

- ・ きめ細かな河川情報の提供
- ・ インターネット「岐阜県川の防災情報」を活用した情報発信
- ・ 「ぎふ川と道のアラーム」の運用

### 3) 河川情報の充実

近年浸水被害の著しい八島町・林町地区に対し、河川監視カメラや水位計を用いてリアルタイムな情報の発信を引き続き行う。

- ・ 水位計、CCTVカメラの更新
- ・ インターネット「岐阜県川の防災情報」を活用した情報発信

## (3) 流出抑制対策

### 1) 自然の持つ流出抑制機能の保全対策

市街地の無秩序な拡大を極力抑え、自然の持つ保水・遊水・貯留などの流出抑制機能の保全を図る。

- ・ 市街化調整区域の保持
- ・ 都市計画法以外の法令、指導等による流出抑制機能の保全
- ・ 農地、農業振興地域の適正な維持・管理

### 2) 新規開発地の流出抑制対策

新規開発地のうち大規模開発地に対しては、「水門川流域整備計画」に定める流出抑制対策が実施されるよう協力要請を行う。

表 3-1 開発規模別必要対策量

開発規模	貯留量
0.1ha以上1ha未満	500m <sup>3</sup> /ha
1ha以上	800m <sup>3</sup> /haまたは宅地開発指導要領による貯留量のいずれか大きい方

### 3) 既成開発地の流出抑制対策

既成開発地において流域の従前の保水・貯留機能を回復すべく、「水門川流域整備計画」に定める流出抑制対策が実施されるよう協力要請及び対策を実施する。

- ・ 公共公益施設(公園、校庭、道路等)に設けた流出抑制施設の適切な維持管理
- ・ 公共公益施設を活用した流出抑制対策
- ・ 再開発事業等の面的再整備や建て替えを行う際の流出抑制対策
- ・ 神戸町下水道整備による水門川及び加納川への負荷軽減

表 3-2 公共公益施設による雨水貯留施設整備状況

		大垣市	神戸町
設置可能施設数		22	—
対策済み施設数		5	—
貯留可能量(m <sup>3</sup> )		42,998	—
対策済み貯留量(m <sup>3</sup> )		7,304	—
整備率	施設数	22.7%	—
	貯留量	17.0%	—

表 3-3 公共公益施設による雨水貯留施設整備実績

(JR東海道本線より上流部を抜粋)

完成年度	施設名	貯留容量(m <sup>3</sup> )	場 所	管理者
H22	大垣市立中川小学校校庭貯留	1,283	大垣市中川町	大垣市
H24	大垣市立北小学校校庭貯留	1,403	大垣市八島町	大垣市
H25	大垣市立北幼保園校庭貯留	361	大垣市室村町	大垣市
H26	大垣市立北中学校校庭貯留	2,057	大垣市八島町	大垣市
H28	岐阜県立大垣北高等学校校庭貯留	2,200	大垣市中川町	岐阜県

表 3-4 各市町における必要対策量 (段階的な整備計画)

市町	必要対策量(万m <sup>3</sup> )		
	既成開発地	新規開発地	合計
大垣市	1.4	18.3	19.7
神戸町	0.0	0.0	0.0

表 3-5 各市町における必要対策量 (将来の整備方針)

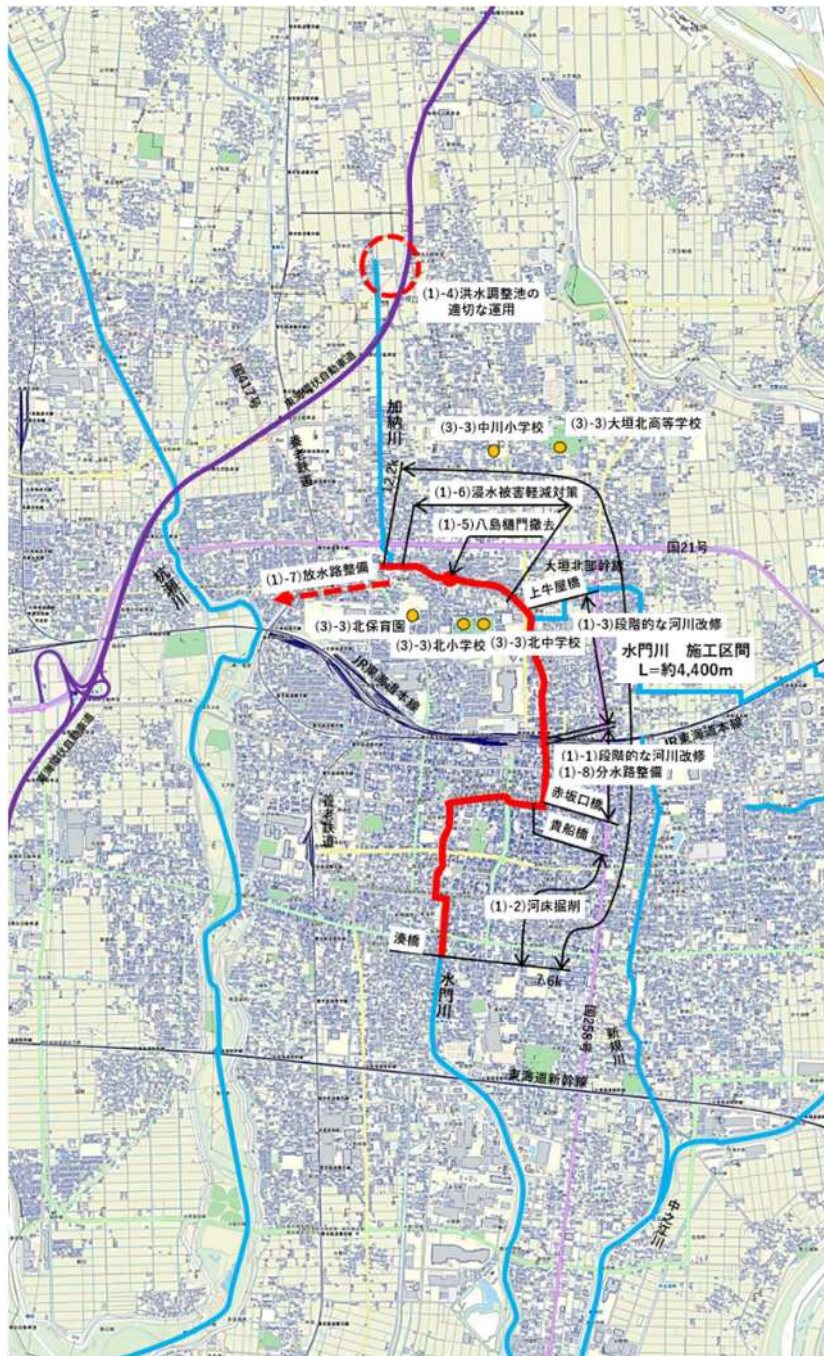
市町	必要対策量(万m <sup>3</sup> )		
	既成開発地	新規開発地	合計
大垣市	4.3	18.3	22.6
神戸町	0.0	0.0	0.0

### 4) 建築物等の浸水被害対策

水害に強いまちづくりを実施するため、住宅地などの開発時に敷高を高く盛る構造やピロティ建築の採用を促すことや、既存施設への防水扉の設置の促進などの取り組みを進める。

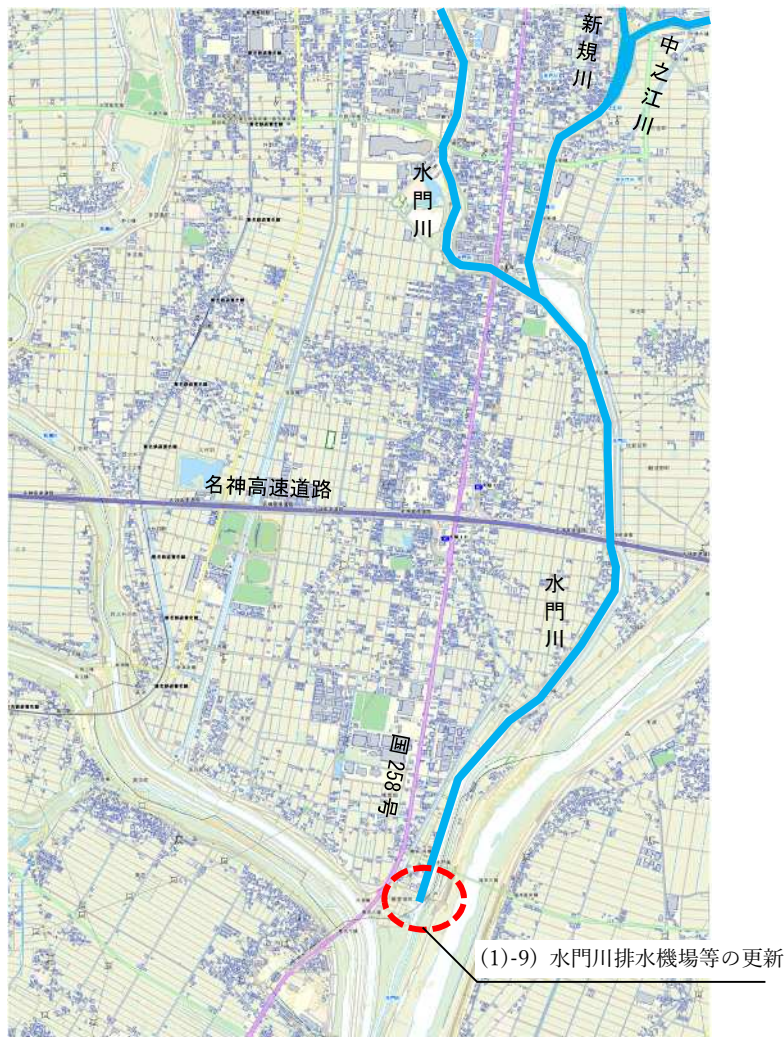


■ 対策全体位置図(上流部)



区分	番号	対策名称	事業主体
河川整備	(1)-1	段階的な河川改修	岐阜県
	(1)-2	河床掘削	岐阜県
	(1)-3	段階的な河川改修	岐阜県
	(1)-4	洪水調節池の適切な運用	岐阜県
	(1)-5	八島樋門の撤去	岐阜県 大垣市
	(1)-6	八島町地区の浸水被害軽減対策	岐阜県 大垣市
	(1)-7	放水路整備	岐阜県
	(1)-8	分水路整備	岐阜県
	(1)-9	水門川排水機場等の更新	国
	(1)-10	排水機場等施設の整備	大垣市
浸水被害軽減対策	(2)-1	防災情報の事前周知	岐阜県 大垣市 神戸町
	(2)-2	洪水時の情報収集・伝達	岐阜県 大垣市 神戸町
	(2)-3	河川情報の充実	岐阜県
流出抑制対策	(3)-1	自然の持つ流出抑制機能の保全対策	大垣市 神戸町
	(3)-2	新規開発地の流出抑制対策	岐阜県 大垣市 神戸町
	(3)-3	既存開発地の流出抑制対策	岐阜県 大垣市 神戸町
	(3)-4	建築物等の浸水被害対策	岐阜県 大垣市 神戸町

■対策全体位置図(下流部)



区分	番号	対策名称	事業主体
河川整備	(1)-1	段階的な河川改修	岐阜県
	(1)-2	河床掘削	岐阜県
	(1)-3	段階的な河川改修	岐阜県
	(1)-4	洪水調節池の適切な運用	岐阜県
	(1)-5	八島樋門の撤去	岐阜県 大垣市
	(1)-6	八島町地区の浸水被害軽減対策	岐阜県 大垣市
	(1)-7	放水路整備	岐阜県
	(1)-8	分水路整備	岐阜県
	(1)-9	水門川排水機場等の更新	国
	(1)-10	排水機場等施設の整備	大垣市
浸水被害軽減対策	(2)-1	防災情報の事前周知	岐阜県 大垣市 神戸町
	(2)-2	洪水時の情報収集・伝達	岐阜県 大垣市 神戸町
	(2)-3	河川情報の充実	岐阜県
流出抑制対策	(3)-1	自然の持つ流出抑制機能の保全対策	大垣市 神戸町
	(3)-2	新規開発地の流出抑制対策	岐阜県 大垣市 神戸町
	(3)-3	既成開発地の流出抑制対策	岐阜県 大垣市 神戸町
	(3)-4	建築物等の浸水被害対策	岐阜県 大垣市 神戸町



### 3.5 効果

本アクションプランに基づき各対策を実行することにより、次の効果が期待できる。

○短期(今後5年間(令和10年度末まで))

- ・ 当アクションプランの対策メニューにある段階的な河川改修が進む中、計画の日標である年超過確率1/5の降雨規模による洪水が発生した場合、八島町地内の洪水位を約10 cm低減し、浸水被害を軽減させる。(ただし、水門川からの溢水は生じる。)

○中期(概ね15年間(令和20年度末まで))

- ・ 当アクションプランの対策メニューにある河川整備が完成している状況で、計画の目標である年超過確率1/5の降雨規模による洪水が発生した場合、八島町地内の洪水位を約50 cm低減し、水門川からの溢水を解消させる。(ただし、計画規模以上の降雨が発生した場合は、水門川からの溢水は生じる。)
- ・ 昭和36年6月洪水と同規模の洪水が発生した場合、新水門川排水機場が停止すると、浸水戸数約7,100世帯、浸水面積約620haの被害が想定されるが、このうち床上浸水を解消させる。

また、浸水被害軽減対策等を進めることで、防災情報の拡充等により地域住民の安全と安心の向上を図る。

表 3-6 近年の主要な洪水

発生年月日	浸水面積 (ha)	浸水戸数(戸)			1時間 雨量 (mm)	総雨量 (mm)	年超過 確率※1	林町水位 観測所水位 T.P.(m)	被害規模
		床上	床下	計					
H27.6.26	0.03			0	16	126	1/3	6.00	路面・畑冠水
H28.9.20	4.39			0	28	130	1/3	6.24	路面・畑冠水
H29.10.22	11.2	1	32	33	38	274	1/30	6.35	床上・床下浸水
H30.4.25	0.90(推定)			0	18	135	1/3	5.81	路面・畑冠水
R3.8.13	0.4	0	0	0	44	292		6.12	路面・畑冠水
R4.8.4	1.3	0	10	10	28	84		6.34	路面・床下浸水
R4.9.10	0.4	0	0	0	0	0		6.08	路面・畑冠水
R4.9.23	0.05	0	0	0	27	82		6.01	路面冠水
R5.8.16	0.12	0	0	0	38	108		6.00	路面・畑冠水

※1:年超過確率は気象庁大垣雨量観測所観測値の日雨量を用いて算出している



#### 4. アクションプランの進捗管理

本アクションプランに位置付けた対策は、現時点における社会情勢、財政状況等をふまえて検討した結果であり、アクションプラン策定後も引き続き、対策の進捗管理及び達成状況を確認し、必要に応じて本アクションプランの見直しを行う。

##### 4.1 各対策のスケジュール

各対策のスケジュールを表 4-1 対策スケジュールに示す。

表 4-1 対策スケジュール

■水門川流域整備計画アクションプラン対策スケジュール

区分	番号	対策名称	事業主体	短期					中期以降	
				R6年度 1年目	R7年度 2年目	R8年度 3年目	R9年度 4年目	R10年度 5年目	R11年度以降 6年目以降	
河川整備	(1)-1	段階的な河川改修	岐阜県	工事・関係者協議	用地取得等					
	(1)-2	河床掘削	岐阜県	計画検討等						工事等
	(1)-3	段階的な河川改修	岐阜県	計画検討等						工事等
	(1)-4	洪水調整池の適切な運用	岐阜県	運用管理						
	(1)-5	八島樋門の撤去	岐阜県 大垣市	測量設計	用地買収	工事等				
	(1)-6	八島町地区の浸水被害軽減対策	岐阜県 大垣市	計画検討等						工事等
	(1)-7	放水路整備	岐阜県	計画検討・関係者協議等						
	(1)-8	分水路整備	岐阜県	用地買収等 諸手続き	工事等					
	(1)-9	水門川排水機場等の更新	国	工事等	関係者協議等					
	(1)-10	排水機場等施設の整備	大垣市	排水機場等施設の整備						
浸水被害軽減対策	(2)-1	防災情報の事前周知	岐阜県 大垣市 神戸町	浸水想定区域図作成等	継続実施					
	(2)-2	洪水時の情報収集・伝達	岐阜県 大垣市 神戸町	継続実施						
	(2)-3	河川情報の充実	岐阜県	継続実施						
流出抑制対策	(3)-1	自然の持つ流出抑制機能の保全対策	大垣市 神戸町	継続実施						
	(3)-2	新規開発地の流出抑制対策	大垣市 神戸町	継続実施						
	(3)-3	既成開発地の流出抑制対策	岐阜県 大垣市 神戸町	継続実施						
	(3)-4	建築物等の浸水被害対策	岐阜県 大垣市 神戸町	継続実施						

## 4.2 進捗管理

本アクションプランに位置付けた対策は、現時点において検討した結果であり、実際に対象とする期間までに、確実に対策を完了するためには、次のことが不可欠である。

- ・ 採用した対策メニューの実施方法の精査や検討
- ・ 各機関間における調整と連携
- ・ 地域住民への協力要請等

しかしながら、中期的なスパンでは、社会情勢や財政状況等の不確定な要素が多いため、当面の対応としては、短期的な進捗を管理することとし、計画策定後も引き続き協議会を開催し、PDCAサイクルに従って対策の進捗及び達成状況を確認するとともに、必要に応じて本アクションプランの見直しを行うこととする。

### ① 計画の策定(PLAN)

水門川の浸水被害に対する要因を様々な視点から分析し、これを解消及び軽減するための対策メニューとそのスケジュールを示した計画の策定を行う。

### ② 計画の運用・実施(DO)

目標の達成を目指し、県、市、町の各機関と住民等が連携し、一体となって対策を実施していく。

### ③ 進捗状況の確認・評価(CHECK)

毎年度の初めに、前年度までの進捗と当年度の対策予定を確認するなど、対策の実施状況を確認・評価する。また、確実な対策実施のために、課題の抽出や、より早期に効果を発現するための最新技術等の情報を共有する。

### ④ 改善の検討(ACTION)

③にて抽出した課題に対する対策を検討し、適時、計画の見直し・改善を行う。

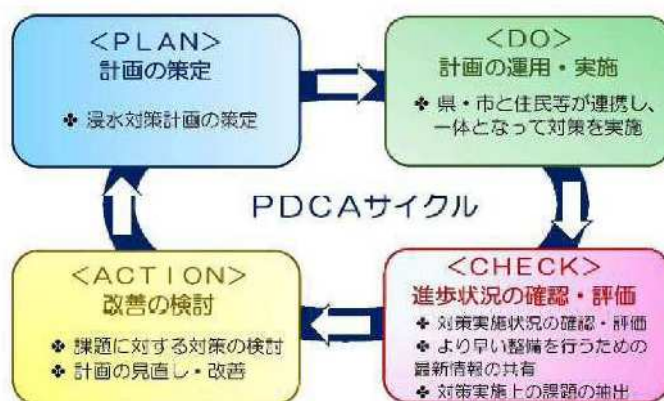


図 4-1 PDCA サイクルのイメージ

## 参 考 资 料



資料1 水門川流域総合治水対策協議会

# 水門川流域総合治水対策協議会設置要綱

## (目的)

第1条 水門川流域において、総合的な治水対策を講ずることにより、水害を防止し、又は軽減することを目的として、水門川流域総合治水対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- 一 流域の特性に応じて総合治水対策の具体的施策等を検討し「流域整備計画」(以下「計画」という。)を策定する。
- 二 計画策定後は、計画に基づき総合治水対策の推進を図る。
- 三 計画策定後の情勢の変化に応じ「流域整備計画」の見直しを行う。

## (組織)

第3条 協議会は別表1に定める職にある者をもって組織するものとし、会長は大垣土木事務所長をもって充てる。

2 協議会に幹事会を置く。

3 幹事会は、別表2に定める職にある者をもって構成し、幹事会の会長は大垣土木事務所河川砂防課長をもって充てる。

4 協議会及び幹事会は、必要に応じて別表1及び2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

## (会議)

第4条 協議会及び幹事会は、必要に応じて当該会長が招集する。

## (事務局)

第5条 協議会の事務局は、岐阜県大垣土木事務所に置く。

## (規約の改正)

第6条 本規約の改正は、委員の過半数の同意をもってこれを行うことができる。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は当該会長が定める。

### 附則

この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

この要綱は、平成28年2月23日から施行する。

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

この要綱は、令和4年10月5日から施行する。

この要綱は、令和6年8月30日から施行する。

別表-1

## 水門川流域総合治水対策協議会委員

◎ 会長

所 属		職 名
岐阜県		西濃県事務所長
〃	県土整備部	河川課長
〃		◎ 大垣土木事務所長
〃		岐阜・西濃建築事務所長
大垣市		建設部長
〃		水道部長
〃		都市計画部長
〃		経済部長
神戸町		産業建設部長
国土交通省	木曾川上流河川事務所	副所長

別表-2

## 水門川流域総合治水対策協議会幹事会

◎ 幹事会会長

所 属		職 名
岐阜県	県土整備部河川課	技術管理監
〃	西濃県事務所	◎ 西濃県事務所副所長兼振興防災課長
〃	大垣土木事務所	河川砂防課長
〃	岐阜・西濃建築事務所	建築課長
大垣市	建設部	治水課長
〃	水道部	下水道課長
〃	都市計画部	都市計画課長
〃	〃	公園みどり課長
〃	〃	建築指導課長
〃	経済部	農林課長
神戸町	産業建設部	建設課長
国土交通省	木曾川上流河川事務所	工物品質管理官

資料2 水門川流域整備計画アクションプラン対策一覧表



■水門川流域整備計画アクションプラン対策一覧

区分	番号	対策名称	事業主体	対象地区	目的	内容	実施時間 (予定)
河川整備	(1)-1	段階的な河川改修	岐阜県	水門川赤坂口橋～JR橋	河道断面の拡大による水位の低減	・牧田川圏域河川整備計画に基づく流下能力の確保に向けた段階的な河川改修を実施。 ・赤坂口橋からJR橋の護岸拡幅の実施。 用地買収、物件補償、河道拡幅、河床掘削護岸等	H28年度～
	(1)-2	河床掘削	岐阜県	水門川湊橋～貴船橋	河道断面の拡大による水位の低減	・牧田川圏域河川整備計画に基づく流下能力の確保に向けた段階的な河川改修を実施。 ・湊橋から上流に向けて実施する。 河床掘削等	H28年度～
	(1)-3	段階的な河川改修	岐阜県	水門川JR橋～上牛屋橋	河道断面の拡大による水位の低減	・牧田川圏域河川整備計画に基づく流下能力の確保に向けた段階的な河川改修を実施。	R6年度～
	(1)-4	洪水調節池の適切な運用	岐阜県	加納川沿い	洪水の貯留による水位の低減	・洪水調節池への洪水時の警戒体制の構築及び適切な運用の継続。	R4年度～
	(1)-5	八島樋門の撤去	岐阜県大垣市	水門川上流部	ゲートによる流水阻害を軽減	・代替施設を整備したうえで、八島樋門を撤去する。	H30年度～
	(1)-6	八島町地区の浸水被害軽減対策	岐阜県大垣市	水門川上流部	浸水被害要因分析及被害軽減対策の検討及び実施	・水門川と接続する幹線水路の水の流れを一体的に解析する手法の構築 ・浸水被害の要因分析及被害軽減対策の検討及び実施	H30年度～
	(1)-7	放水路整備	岐阜県	水門川上流部から杭瀬川中流部	洪水の一部を杭瀬川に放流することによる水位の低減	・牧田川圏域河川整備計画に基づく放水路の整備。 ・水門川上流部から杭瀬川中流部にかけて実施する。	R3年度～
	(1)-8	分水路整備	岐阜県	水門川赤坂口橋～JR橋	河道断面の拡大による水位の低減	・牧田川圏域河川整備計画に基づく分水路の整備。	R6年度～
	(1)-9	水門川排水機場等の更新	国	水門川流末	老朽化した既設の水門川排水機場等（国管理及び岐阜県管理）を牧田川左岸堤防の改修・整備と併せ統合・更新	・木曾川水系河川整備計画に基づく牧田川左岸堤防の改修・整備と水門川排水機場等の老朽化対策（更新）	R3年度～
	(1)-10	排水機場等施設の整備	大垣市	水門川流域	水門川流域の内水被害の低減	・大垣市排水機場長寿命化基本計画に基づき、水門川流域の排水機場の機械・電気設備等の更新および修繕等を実施。	R6年度～
浸水被害軽減対策	(2)-1	防災情報の事前周知	岐阜県大垣市神戸町	水門川流域	住民の早期避難が行えるよう、防災情報の周知	・洪水浸水想定区域図の更新・公表 ・洪水ハザードマップの作成・周知 ・広報及び防災教育の充実 ・雨水出水浸水想定区域図の作成・公表	H30年度～ R6年度～
	(2)-2	洪水時の情報収集・伝達	岐阜県大垣市神戸町	水門川流域	住民の命を守る、あるいは社会経済への被害軽減を図るため、迅速、確実な情報交換	・きめ細かな河川情報の提供 ・インターネット「岐阜県川の防災情報」を活用した情報発信 ・「ぎふ川と道のアラームメール」の運用	継続実施
	(2)-3	河川情報の充実	岐阜県	水門川流域	八島町、林町地区に対し、河川監視カメラや水位計を用いてリアルタイムな情報の発信	・水位計、CCTVカメラの更新（耐雷化、ハイビジョン化）	R6年度～
流出抑制対策	(3)-1	自然の持つ流出抑制機能の保全対策	大垣市神戸町	水門川流域	市街化の無秩序な拡大を抑え、自然の持つ流出抑制機能の保全を図る	・市街化調整区域の保持 ・都市計画法以外の法令、指導等による流出抑制機能の保全 ・農地、農業振興地域の適正な維持・管理	継続実施
	(3)-2	新規開発地の流出抑制対策	岐阜県大垣市神戸町	水門川流域	大規模開発地に対し、流出抑制対策について、指導及び対策の実施	・0.1ha以上1ha未満：500㎡/ha ・1ha以上：800㎡/haまたは宅地開発指導要領による貯留量のいずれか大きい方	継続実施
	(3)-3	既成開発地の流出抑制対策	岐阜県大垣市神戸町	水門川流域	流域の従前の保水機能を回復すべく対策を実施	・公共公益施設（公園、校庭、道路等）を活用した流出抑制施設の適切な維持管理 ・公共公益施設を活用した流出抑制対策 ・再開発事業等の面的再整備や建て替えを行う際の流出抑制対策 ・下水道事業の整備（瀬古、加納、中沢地区）による流出抑制対策の実施	継続実施 検討
	(3)-4	建築物等の浸水被害対策	岐阜県大垣市神戸町	水門川流域	水害に強いまちづくりを実施	・自治体の対策等により、宅地化等に伴う盛土高の指導、防水扉の設置等	継続実施

資料3 水門川流域整備計画アクションプラン対策個表

■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(1)-1)	段階的な河川改修	岐阜県

(1)目的

流下能力の向上を図るため、河川整備計画に基づく河道断面を見越した段階的な河川改修を実施する。

(2)位置

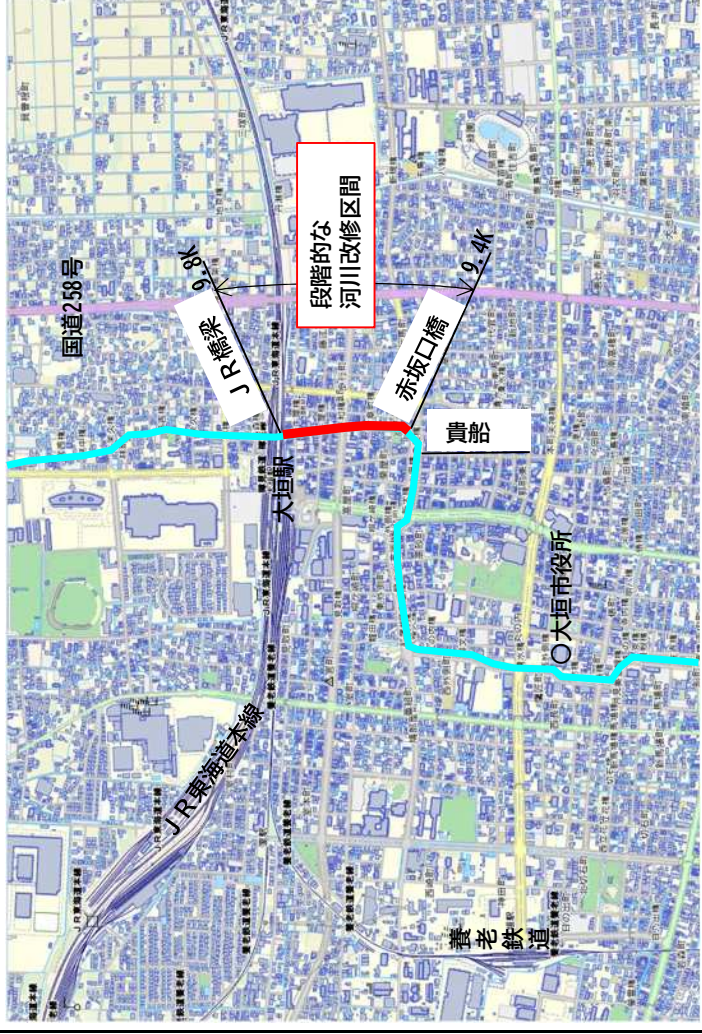
短期：赤坂口橋（約9.4K）～J R 橋梁（約9.8K）  
 中期：赤坂口橋（約9.4K）～J R 橋梁（約9.8K）

(3)内容

短期では、右岸側の河道掘削及び矢板護岸を実施する。今後、河川整備計画に基づく改修を実施するための関係者調整を進める。  
 中期では、河川整備計画に基づく河川改修を実施する。

- 整備内容  
 河道掘削、矢板護岸（河道拡幅）、用地買収、物件補償、河川整備計画に基づく改修

(添付図等)



(留意点)

- ・施工は非出水期に実施する。

実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事</li> <li>・関係者協議</li> <li>・用地取得等</li> </ul>						中期：河川整備計画 に基づく改修

■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(1)-2)	河床掘削	岐阜県

(1)目的	流下能力の向上を図るため、河川整備計画に基づく河道断面とすするために、河床掘削を実施する。
(2)位置	中期：湊橋（7.6K）～貴船橋（約9.3K）
(3)内容	河床掘削を実施する。 ○整備内容 河床掘削

(添付図等)



実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
・計画検討等 ・工事						

(留意点)

- ・湊橋～八幡大橋間は、令和5年度までに完成済。
- ・残区間については、今後の堆積等の状況を踏まえつつ、施工時期を検討する。



■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(1)-3)	段階的な河川改修	岐阜県

(1)目的

流下能力の向上を図るため、河川整備計画に基づく河道断面を見越した段階的な河川改修を実施する。

(2)位置

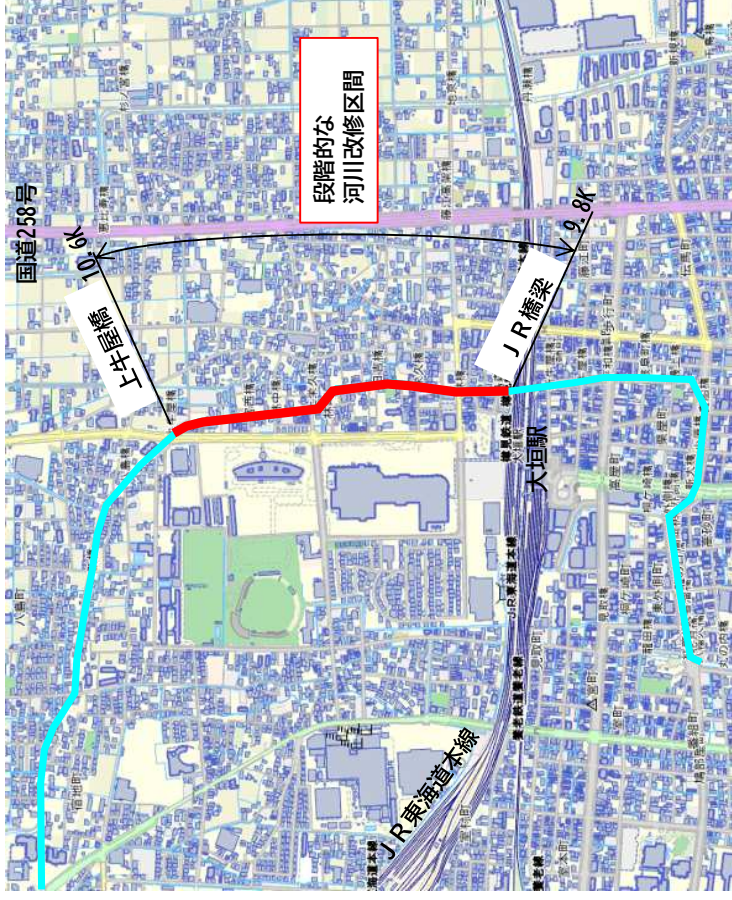
短期：J R 橋梁（約9.8K）～上牛屋橋（約10.6K）  
 中期：J R 橋梁（約9.8K）～上牛屋橋（約10.6K）

(3)内容

段階的な改修計画を検討及び設計し、対策に着手する。

○整備内容  
 段階的な改修計画の検討及び設計

(添付図等)



実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
・計画検討等 ・工事						

(留意点)

- ・市街地内における地理的特性を踏まえた段階的な改修方法の検討

■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(1)-4)	洪水調節池の適切な運用	岐阜県

(1)目的	「加納川洪水調節池」の適切な運用により、水門川上流部の洪水調節を行う。
(2)位置	加納川洪水調節池
(3)内容	降雨時、加納川の洪水の一部を加納川洪水調節池に貯留し、洪水調節を実施するため、適切な運用管理を行う。 ○運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水位等を基準とした警戒体制の構築</li> <li>・監視カメラ等を活用した洪水貯留状況の適切な確認</li> </ul> ○管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前及び出水後の施設全体の点検</li> <li>・吐だゲート機器類の年点検、月点検</li> </ul>



実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
・運用管理						

(留意点)



■水門川流域整備計画アクションプラン

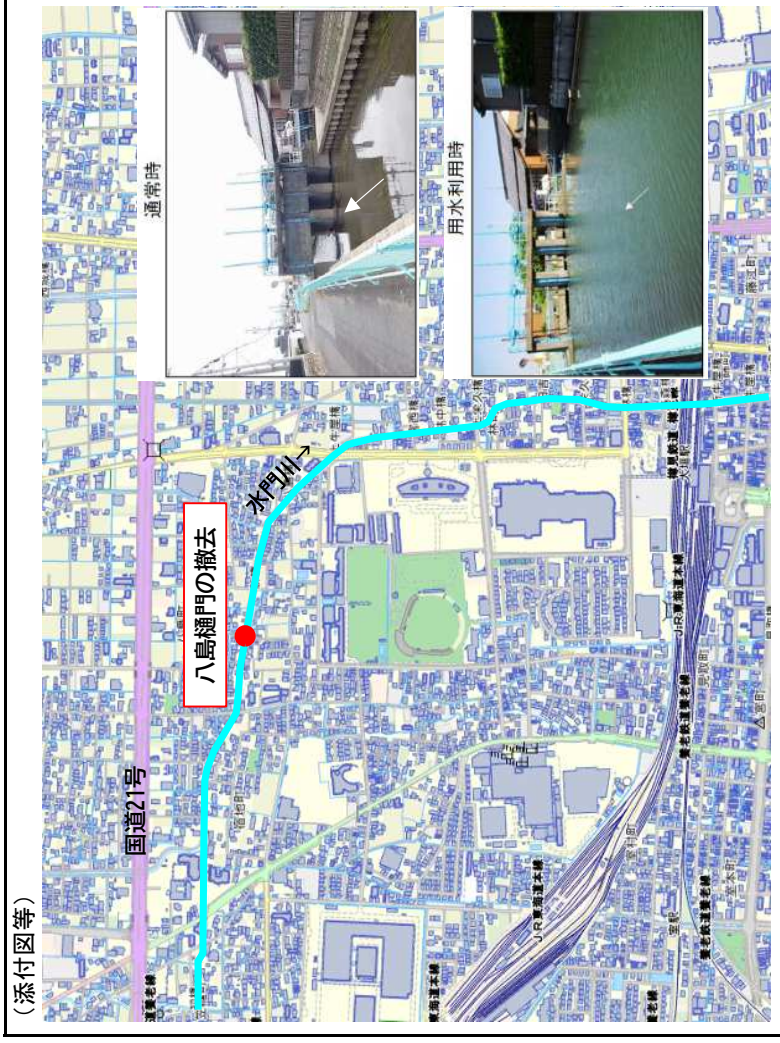
No.	対策名称	事業主体
(1)-5)	八島樋門の撤去	岐阜県 大垣市

(1)目的  
八島樋門による流水障害を解消するため、代替施設を整備したうえで、施設の撤去を実施する。

(2)位置  
八島樋門（約11.1K）

(3)内容  
必要用水量調査を基に代替施設や撤去に向けた実施設計等を進め、代替施設新設工事及び八島樋門撤去工事を行う。

- 整備内容  
測量、代替施設の設計、樋門撤去の設計、用地買収、代替施設の新設工事、八島樋門（上部工、扉体）の撤去工事



実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
<ul style="list-style-type: none"> <li>・測量設計</li> <li>・用地買収</li> <li>・工事</li> </ul>	—	—				

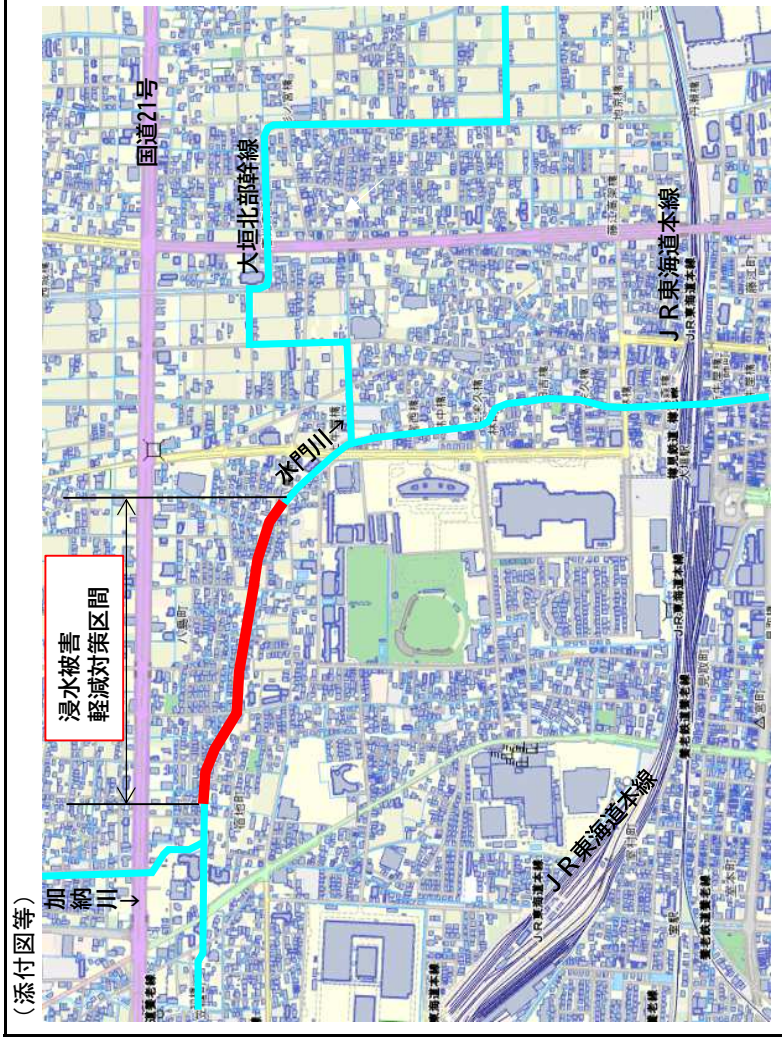
(留意点)

- ・岐阜県、大垣市、利水者などの関係者による調整を進める。
- ・岐阜県により設計、用地買収、工事を進める。

■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(1)-6)	八島町地区の 浸水被害軽減対策	岐阜県 大垣市

(1)目的	八島町地区の水門川沿いの一部の道路などの嵩上げ等の浸水被害軽減対策案を検討し、対策を実施する。
(2)位置	短期：水門川（約10.9K～約11.1K）
(3)内容	短期では、浸水被害軽減対策の検討を実施する。 ○整備内容 浸水被害軽減対策



実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
・計画検討等 ・工事など						

(留意点)

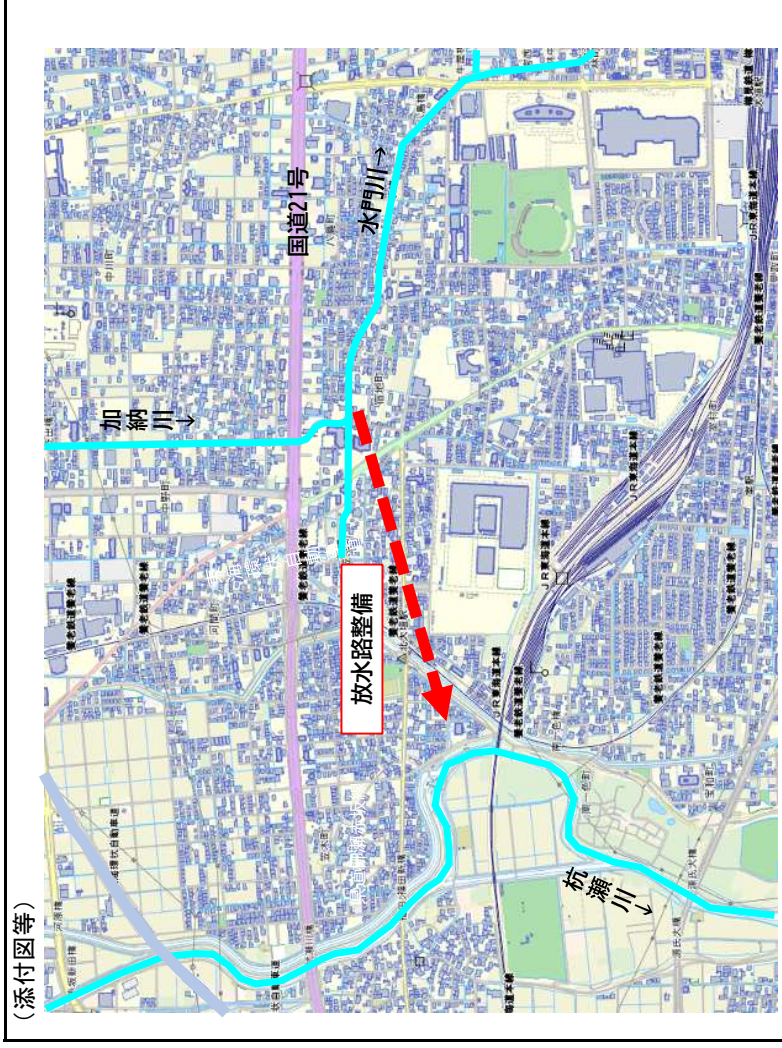
- ・岐阜県により、現状地盤高さの把握、盛土等の浸水被害軽減対策案の検討を行う
- ・岐阜県、大垣市、地域住民等により、対策の実施に向けた調整を行う
- ・必要に応じて、大垣市により幹線排水路の対策を進める



■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(1)-7)	放水路整備	岐阜県

(1)目的	水門川上流部の洪水調節を行うため、加納川合流後の水門川から洪水の一部を杭瀬川に流出する放水路を整備する。
(2)位置	短期：水門川～杭瀬川 中期：水門川～杭瀬川
(3)内容	短期では、関係者協議、地元住民説明、実施設計及び用地買収等を行い、工事に着手する。 中期では、工事を完成させる。 ○整備内容 放水路



実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
<ul style="list-style-type: none"> <li>計画・検討等</li> <li>関係者協議</li> <li>用地買収等</li> <li>工事</li> <li>諸手続き</li> </ul>						

(留意点)  
・事業実施は岐阜県が行うが、地元説明等は大垣市と協働で進める。

■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(1)-8)	分水路整備	岐阜県

(1)目的

歴史的、文化的な河川景観に配慮しながら流下能力の向上を図るため、河川整備計画に基づき分水路を整備する。

(2)位置

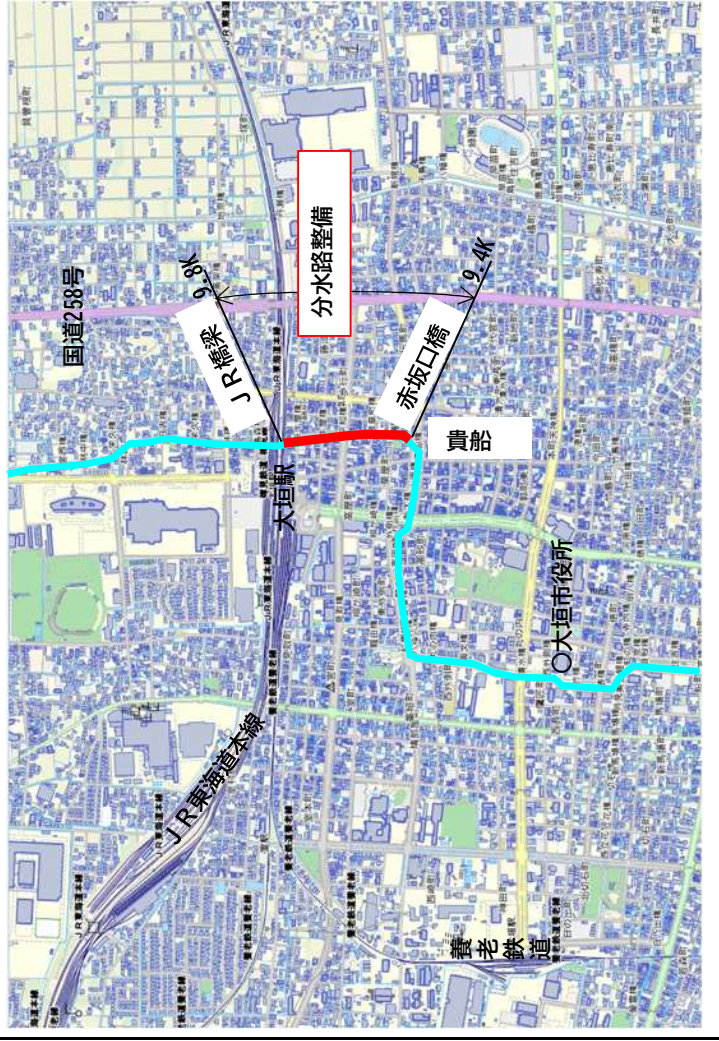
中期：水門川（約9.3K～約+9.8K）

(3)内容

分水路整備を実施する。

○整備内容  
分水路

(添付図等)



実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
<ul style="list-style-type: none"> <li>計画検討等</li> <li>工事</li> </ul>						

(留意点)

- ・市街地内における地理的特性を踏まえた整備方法の検討。



■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(1)-9)	水門川排水機場等の更新	国

(1)目的

老朽化した既設の水門川排水機場等（国管理及び岐阜県管理）を牧田川左岸堤防の改修・整備と併せ統合・更新する。

(2)位置

牧田川左岸5.0k付近

(3)内容

- 整備内容
  - 牧田川左岸堤防（国）
  - 水門川樋門、鷺森三郷排水樋門、古宮排水樋門（国）
  - （仮称）水門川統合排水機場（国・岐阜県）
  - 鷺森三郷排水機場、古宮排水機場（岐阜県）

(添付図等)



実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
・工事						
・関係者協議						

(留意点)

- ・老朽化した既設排水機場の運用において、交換部品の製造中止など維持管理面の課題があり、早期に運用を新設機場に移行する
- ・水門川・新水門川両排水機場は統合して更新し、施工を国が実施し費用は国と岐阜県とが分担する
- ・牧田川左岸堤防道路と国道258号及び揖斐川右岸堤防道路との接続部の設計には、車両動線や沈下対策等への留意を要する

■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(1)-10)	排水機場等施設の整備	大垣市

(1)目的

水門川流域の内水被害の低減

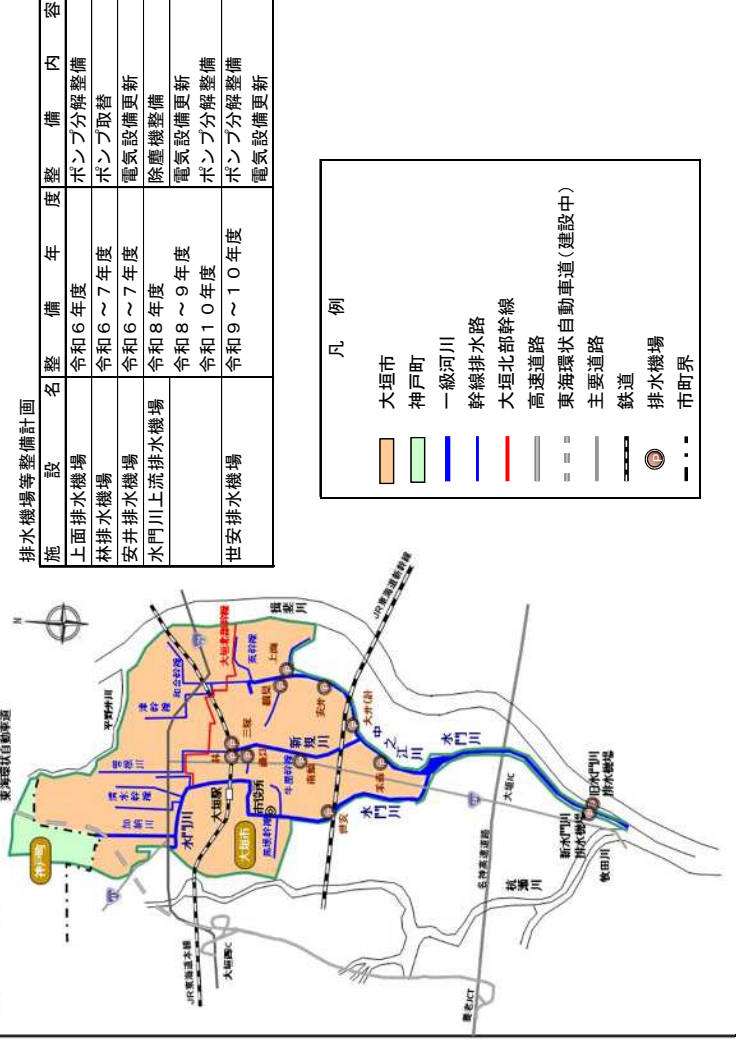
(2)位置

水門川流域

(3)内容

大垣市排水機場長寿命化基本計画に基づき、水門川流域の排水機場の機械、電気設備等の更新および修繕等を実施する。

(添付図等)



実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
・排水機場等施設の整備						

(留意点)

- ・大垣市により排水機場等施設を適切な維持管理を行い、排水機場の運転に万全を期す。



■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(2)-1)	防災情報の事前周知	岐阜県 大垣市 神戸町

(1) 目的

住民が早期に避難行動が取れるよう、防災情報の入手方法や情報の内容について周知する。

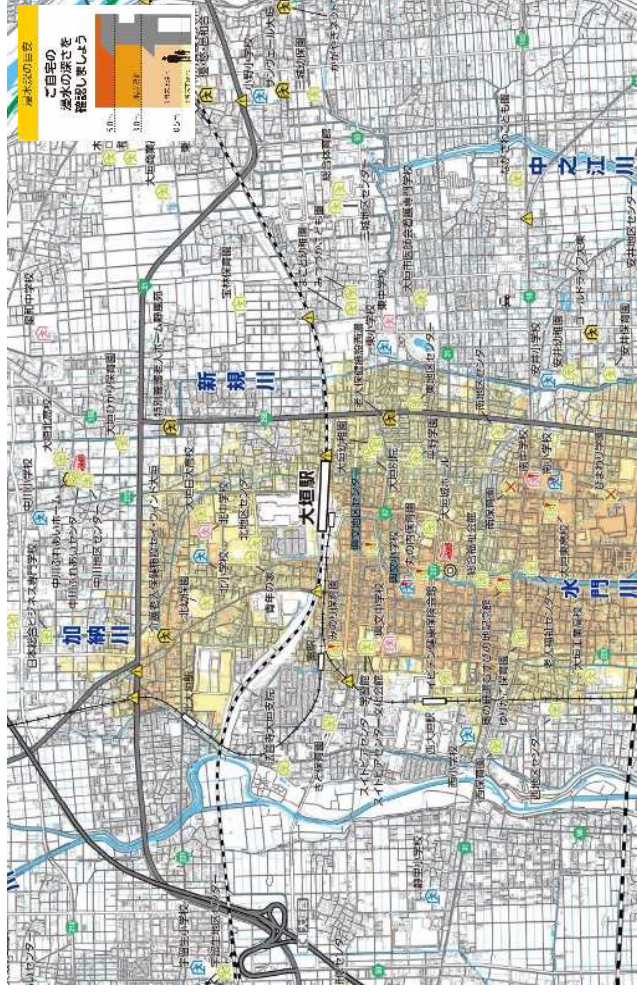
(2) 位置

水門川流域

(3) 内容

洪水浸水想定区域図を更新・公表し、周知を図る。  
洪水ハザードマップの作成及び周知を図る。  
住民に対し、市町広報、防災教育や各種講習会の場を活用した防災情報の入手方法などを説明する。  
雨水出水浸水想定区域図を作成・公表し、周知を図る。

(添付図等)



(留意点)

- ・岐阜県により洪水浸水想定区域図を更新・公表したのち、遅滞なく大垣市、神戸町によりハザードマップに反映できるよう、密に情報共有を図りながら進める。
- ・大垣市、神戸町により雨水出水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成及び周知を進める。
- ・大垣市、神戸町により広報誌や防災教育の場を活用し防災情報への入手や利用方法などの防災教育を進める。岐阜県により説明者の派遣、資料提供等を進める。

実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
・洪水浸水想定区域図の更新・公表						
・雨水出水浸水想定区域図の作成・公表						
・ハザードマップ作成・周知						
・広報						
防災教育						

■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(2)-2)	洪水時の情報収集・伝達	岐阜県 大垣市 神戸町

(1)目的

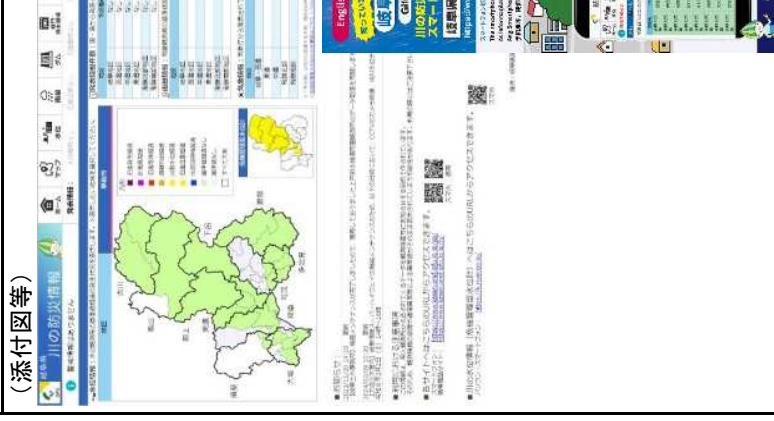
住民の命を守る、あるいは社会経済への被害軽減を図るため、迅速、確実な情報交換を行う。

(2)位置

水門川流域

(3)内容

- ・きめ細かな河川情報の提供を行えるよう、日頃から県・市町間の連絡体制を密にする。
- ・インターネット「岐阜県川の防災情報」を活用した情報発信及び利用方法の周知を図る。
- ・「ぎふ川と道のアラームメール」の運用及び周知を図る。



実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
・きめ細かな河川情報の提供						
・川の防災情報の提供						
・アラームメールの配信						

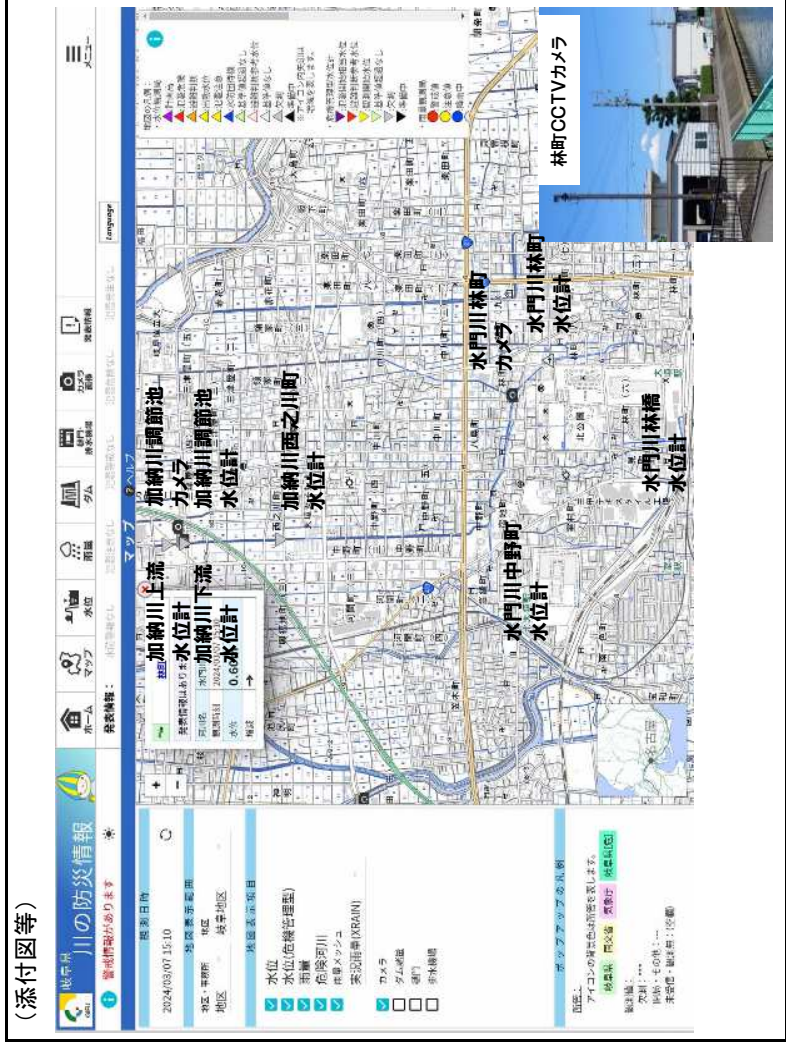
(留意点)

- ・大垣市、神戸町により学校、生涯学習、講習会などを活用し防災情報の入手や利用方法などの防災教育を進める。
- ・岐阜県により説明者の派遣、資料提供等を行う。

■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(2)-3)	河川情報の充実	岐阜県

(1)目的	八島町、林町地区に対し、河川監視カメラや水位計を用いてリアルタイムな情報の発信を行う。
(2)位置	水門川流域
(3)内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位計、CCTVカメラの更新（耐雷化、ハイビジョン化）及び運用を行い、情報発信を強化・継続していく</li> </ul>



実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
・水位計の更新・運用						
・CCTVカメラの更新・運用						

(留意点)

- 岐阜県により施設を適切に維持管理する。



■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(3)-1)	自然の持つ流出抑制機能の保全対策	大垣市 神戸町

(1)目的

市街化の無秩序な拡大を抑え、自然の持つ流出抑制機能の保全を図る。

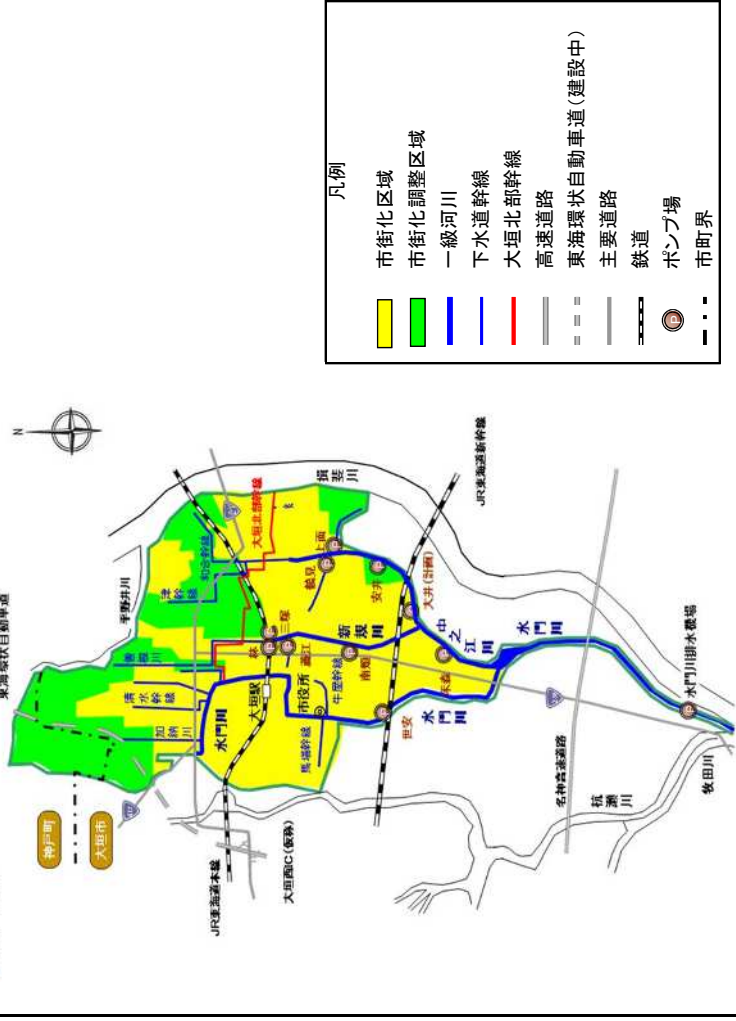
(2)位置

水門川流域

(3)内容

市街化調整区域を保持する。  
都市計画法以外の法令、指導等による流出抑制機能の保全を図る。  
農地、農業振興地域の適正な維持・管理を図る。

(添付図等)



実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
・市街化調整区域の保持						
・流出抑制機能保全						
・農地、農業振興地域						

(留意点)

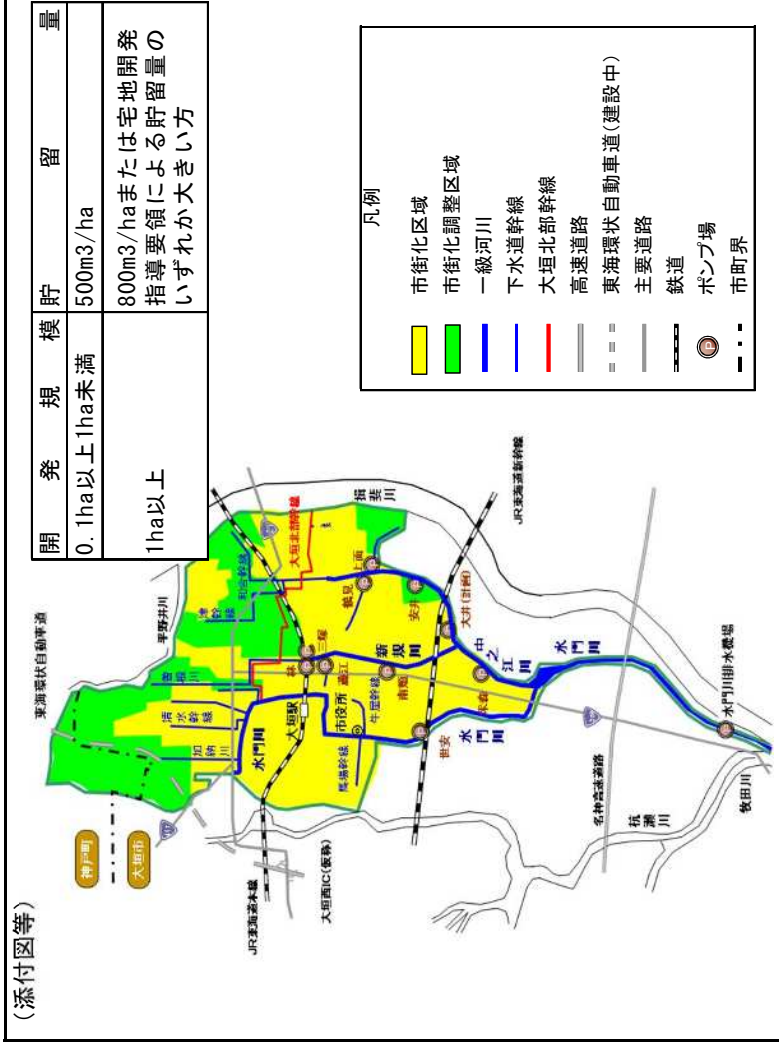
- ・大垣市、神戸町により都市計画法や農地法などを基に、流出抑制機能の保全を進める



■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(3)-2)	新規開発地の流出抑制対策	大垣市 神戸町

(1)目的	大規模開発に対し、流出抑制対策について指導及び対策の実施
(2)位置	水門川流域
(3)内容	0. 1ha以上1ha未満：500m <sup>3</sup> /ha 1ha以上：800m <sup>3</sup> /haまたは住宅開発指導要領による貯留量の いずれかが大きい方



実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
・流出抑制対策の指導						

(留意点)

- ・岐阜県と大垣市、神戸町が連携して新規開発に対し流出抑制対策の実施を進める。

■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(3)-3)	既成開発地の流出抑制対策 1	岐阜県 大垣市 神戸町

(1)目的

流域の従前の保水機能を回復すべく対策を実施

(2)位置

水門川流域

(3)内容

公共公益施設（公園、校庭、道路等）に設けた既存の流出抑制施設の適切な維持管理を行う。  
公共公益施設（公園、校庭、道路等）を活用した流出抑制策を進める。  
再開発事業等の面的整備や建て替えを行う際に、流出抑制対策の実施を求める

(添付図等)

▼段階的な整備計画

種別	河川名	施設名	面積 (m <sup>2</sup> )	貯留率 (%)	貯留面積 (m <sup>2</sup> )	貯留水深 (m)	貯留容量 (m <sup>3</sup> )
学校校庭貯留	水門川	中川小学校	6,020	80	6,416	0.2	1,283
		北小学校	8,735	80	8,988	0.2	1,398
		北中学校	12,797	80	10,238	0.2	2,048
		大垣北高等学校	30,385	80	24,308	0.2	4,862
		小計	58,937		47,950		9,590
公園貯留	水門川	北公園	23,720	40	9,488	0.2	1,898
		小計	23,720		9,488		1,898
		合計	83,657		57,438		11,488

【事例】岐阜県立 大垣北高等学校

平常時 H29.3.15撮影



降雨時 R5.5.19撮影



実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
・公共公益施設流出抑制施設の維持管理						
・公共公益施設活用流出抑制施設建設に向けた検討						
・再開発事業等の流出抑制対策の推進						

(留意点)

- ・岐阜県、大垣市により公共公益施設に設けた既存流出抑制施設の機能を保つため、適切な維持管理を行う。
- ・大垣市により公共公益施設を活用した流出抑制施設の建設に向けた検討を進める。
- ・岐阜県、大垣市、神戸町により再開発事業等における流出抑制対策を求める。

■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(3)-3)	既成開発地の流出抑制対策 2	大垣市

(1)目的

流出抑制施設の適切な運用と維持管理を実施  
 対象：転倒樋、中川排水機場、水門川上流排水機場、  
 大垣北部幹線、北駐輪場

(2)位置

水門川流域

(3)内容

これまでに建設され運用されている水門川上流排水機場をは  
 じめとす施設の適切な運用と維持管理を継続して実施する。

(添付図等)



実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
・既存施設の的確な運用と維持管理の実施						

(留意点)

・大垣市により、水門川への流出抑制及び排水機場などの施設の適切な運用と施設の維持管理を継続して実施する。



■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(3)-3)	既成開発地の流出抑制対策3	神戸町

(1)目的

・下水道を整備し、汚水を下水処理場で処理したのち河川へ放流することで河川への負荷を軽減する。

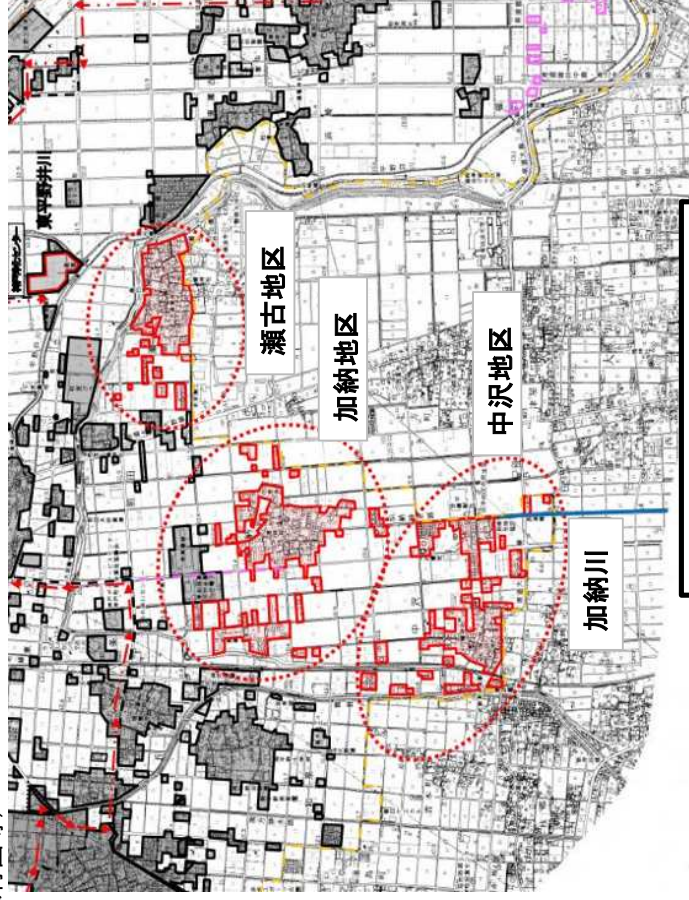
(2)位置

水門川流域

(3)内容

・当該地区について、面的な下水道整備を行い、各家庭からの水が下水管へ接続されれば、各家庭からの排水に関しては下水処理場での処理（排水先：平野井川）に変わるため、河川（加納川）に対しての流出抑制対策が図られる。

(添付図等)



神戸町下水道整備計画地区

実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
・工事(瀬古)						
・工事(加納)						
・工事(中沢)						
・下水道への接続(各地区)						

(留意点)

・工事着手の説明会時に工事完了後の各家庭から下水道への接続について依頼するとともに、定期的に広報などにより下水道への接続を促す。



■水門川流域整備計画アクションプラン

No.	対策名称	事業主体
(3)-4)	建築物等の浸水被害対策	岐阜県 大垣市 神戸町

(1)目的	水害に強いまちづくりを実施
(2)位置	水門川流域
(3)内容	自治体の対策等により、宅地等に伴う盛土高の指導、防水扉の設置等を推進する。

(添付図等)

洪水氾濫域における被害最小化策(個々人の備え)



※第二回大規模降雨災害対策検討会水害分科会資料より

実施内容	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11以降
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
・盛土高の指導						
・防水扉の設置						

(留意点)

- ・岐阜県、大垣市、神戸町により推進する